議案第５５号

指定管理者の指定について

本市は、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

１　施設の名称

秦野市里山ふれあいセンター

２　指定管理者とする団体

秦野市羽根９８８番地

秦野市森林組合

代表理事組合長　熊　澤　嘉　孝

３　指定の期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和６年１１月２７日提出

秦野市長　高　橋　昌　和

提案理由

秦野市里山ふれあいセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第５５号資料１

# 秦野市森林組合の概要について

１　設立年月日

平成８年９月２日

２　従業員数

１４名（令和６年８月末時点）

３　資本金

２３，０３３千円

４　事業概要

(1)　素材生産・製材・販売

(2)　水源林長期施業受委託事業

(3)　組合員・民間からの委託事業

(4)　官公庁からの委託事業

(5)　優良苗木の斡旋、椎茸菌・原木・植菌済原木の斡旋、林業用機材・資材の斡旋

５　施設の運営又は管理の実績

(1)　施設名称

秦野市里山ふれあいセンター

(2)　業務内容

施設の管理・運営

(3)　運営期間

平成１９年４月１日から令和７年３月３１日まで

議案第５５号資料２

写

令和６年１０月４日

秦野市長　高　橋　昌　和　様

秦野市里山ふれあいセンター指定管理者選定評価委員会
委員長　藤　吉　正　明

秦野市里山ふれあいセンター第５期指定管理者候補の選定について（答申）

令和６年１０月４日付けＦNo.０・０・６（甲）により諮問のありましたこのことについて、秦野市里山ふれあいセンター条例（平成１３年秦野市条例第６号）第１７条第２項に基づき、次のとおり答申します。

１　指定管理者候補者

(1)　名　称　　秦野市森林組合

(2)　代表者　　代表理事組合長　熊澤　嘉孝

(3)　所在地　　秦野市羽根９８８番地

２　選定理由

別紙「秦野市里山ふれあいセンター指定管理者候補選定結果報告書」のとおり

# 秦野市里山ふれあいセンター
# 指定管理者候補選定結果報告書

令和６年１０月

秦野市里山ふれあいセンター

指定管理者選定評価委員会

## １　募集の趣旨

民間の活力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減を図るとともに、本施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項及び秦野市里山ふれあいセンター条例（平成１３年秦野市条例第６号）第１４条の規定に基づき、市が指定した指定管理者が施設の管理に関する業務を実施しており、指定期間の満了に伴い、指定管理者候補を募集したものである。

## ２　指定管理期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで（５年間）

※令和１０年度中に供用開始を予定している羽根森林資源活用拠点（仮称）に里山ふれあいセンターの持つ機能（木工実習室、研修室、図書室等）を移転し、里山ふれあいセンターの施設を廃止する場合、その時点で指定管理者の指定期間を満了したものとする。

## ３　対象施設の概要

### (1)　名称及び所在

ア　名称　秦野市里山ふれあいセンター

イ　所在　秦野市羽根９８８番地

### (2)　施設の設置目的

地域林業の活性化と森林及び林業に対する市民の理解を深めるための活動拠点として設置

### (3)　施設全体の概要

ア　敷地面積　２，０１８．１９㎡

イ　建物面積　建築面積３５７．４３㎡、延床面積３３８．３６㎡

ウ　主要施設

事務室（４６．２７㎡）

図書室（１６．５２㎡）

木工実習室（７２．７１㎡）

研修室（８５．９３㎡（うち６．６１㎡は倉庫））

駐車場１０台（うち１台は身体障害者優先駐車場）

## ４　指定管理者の応募資格

(1)　応募時点で林業振興に関する事業を運営し、３年の実績を有する法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は前述した運営実績を有する複数の法人等により構成された共同企業体（以下「グループ」という。）で、次の各号の要件を全て満たす団体が応募できるものとした。

ア　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。

ウ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による再生・更生手続中でないこと。

エ　市税、県税及び国税を滞納していないこと。

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例（平成２３年秦野市条例第１８号）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

カ　指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして、関係機関に認定された日から２年を経過していない者でないこと。

キ　応募説明会・現地見学会に参加すること。

(2)　グループでの応募における留意事項

グループで応募をする場合は、次の事項について留意することとした。

ア　要件の充足

(1)のアからカまでの要件は全ての法人等が、また(1)のキの要件は構成団体のうちいずれかの法人等が要件を満たす必要があること。

イ　代表となる団体

代表となる団体を定めること。また、代表となる団体が、申請に必要な書類を提出すること。なお、指定管理者指定申請書の所在地等は、代表となる団体の所在地等を記載すること。

ウ　重複応募の禁止

(ｱ)　この応募において、単独で応募をした法人等は別のグループの構成団体になることはできないこと。

(ｲ)　この応募において、法人等は複数のグループで同時に構成団体になることはできないこと。

## ５　選定方法及び選定結果

### (1)　選定方法

事業者から提出された事業計画書等の内容をあらかじめ定めた審査項目別に秦野市里山ふれあいセンター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）において評価し、全委員の評点の平均点を基に選定する方法とした。

### (2)　選定結果

別紙「里山ふれあいセンター指定管理者選定評価委員会評点集計表」に基づき、慎重かつ公正な評価をした結果、申請番号①秦野市森林組合を指定管理者の候補者として選定した。

申請番号①（秦野市森林組合）　　１２２．７点／１５０．０点

## ６　選定評価委員会の開催経過

指定管理者候補の選定に係る選定評価委員会の開催経過は、次のとおりである。

### (1)　令和６年度第１回選定評価委員会

ア　日時　令和６年７月５日（金）　　午前１０時から

イ　議事

(ｱ)　施設の管理・運営状況に係る外部評価について

(ｲ)　指定管理者の選定方法について

### (2)　令和６年度第２回選定評価委員会

ア　日時　令和６年１０月４日（金）　午前９時３０分から

イ　議事

(ｱ)　指定管理者指定申請者によるプレゼンテーション

(ｲ)　指定管理者候補の選定について

## ７　選定までの主な経過

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 公募開始日 | 令和６年８月１日（木） |
| (2) | 応募説明会・現地見学会 | 令和６年８月９日（金） |
| (3) | 質問書の受付期限 | 令和６年８月２１日（水） |
| (4) | 質問回答期限 | 令和６年８月２８日（水） |
| (5) | 申請書提出期限 | 令和６年８月３０日（金） |
| (6) | 選定評価委員会によるプレゼンテーション審査 | 令和６年１０月４日（金） |

里山ふれあいセンター指定管理者選定評価委員会評点集計表（全体）

1　地域林業の活性化と森林及び林業に対する市民の理解を深めるための拠点施設としての役割を担い、利用者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。

| 審査項目 | 配点<br>（評点×係数） | 申請番号① |
|---|---|---|
| (1)サービスの維持・向上 | 10 (5×2) | 8.0 |
| (2)安全対策、危機管理 | 15 (5×3) | 12.5 |
| (3)施設の貸出 | 5 (5×1) | 4.0 |
| (4)指定管理業務 | 10 (5×2) | 8.3 |
| 小計（A） | 40 | 32.8 |

2　施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。

| 審査項目 | 配点<br>（評点×係数） | 申請番号① |
|---|---|---|
| (1)管理・運営の理念、方針 | 10 (5×2) | 9.7 |
| (2)施設維持管理 | 10 (5×2) | 8.3 |
| (3)組織体制、労務管理 | 5 (5×1) | 4.3 |
| (4)法令遵守等 | 5 (5×1) | 4.3 |
| 小計（B） | 30 | 26.6 |

3　施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。

| 審査項目 | 配点<br>（評点×係数） | 申請番号① |
|---|---|---|
| (1)収支計画 | 15 (5×3) | 12.0 |
| (2)広報活動及び利用促進 | 5 (5×1) | 3.3 |
| (3)地域連携・地域貢献・地域満足度 | 15 (5×3) | 10.0 |
| (4)財務状況 | 5 (5×1) | 3.8 |
| 小計（C） | 40 | 29.1 |

4　地域林業の活性化及び市民の森林及び林業に対する理解を深める自主事業の計画を用意していること

| 審査項目 | 配点<br>（評点×係数） | 申請番号① |
|---|---|---|
| (1)自主事業の内容 | 15 (5×3) | 12.5 |
| (2)自主事業の達成指標 | 10 (5×2) | 7.7 |
| (3)自主事業の実施能力 | 15 (5×3) | 14.0 |
| 小計（D） | 40 | 34.2 |

5　合計点数（A＋B＋C＋D）

| 合計点数 | 配点 | 申請番号① |
|---|---|---|
| | 150 | 122.7 |

※評点は、各委員の評点の合計点を平均した点数（小数点以下第２位を四捨五入）としています。

6　評点に係る委員からの意見

各委員の評点の平均点を基に総合的に判断した結果、指定管理者候補者として申請番号①を選定する。

【申請番号①（秦野市森林組合）への意見】
運営の方針については里山ふれあいセンターの設置目的に合致した提案内容であり、施設管理や利用者の安全面についても十分に配慮されたものとなっている。自主事業においても、森林組合としての経験や技術を活かした事業提案がされていることからも評価できる。
選定後については、施設の更なる発展のために、秦野市の魅力である里山の広葉樹を活用した事業の実施など新たな視点からの自主事業の企画や運営に努めるよう要望する。

写

FNo.０・０・６（甲）
令和６年１０月４日

秦野市里山ふれあいセンター選定評価委員会
委員長　藤　吉　正　明　様

秦野市長　高　橋　昌　和

秦野市里山ふれあいセンター第５期指定管理者候補の選定について（諮問）

秦野市里山ふれあいセンター条例（平成１３年秦野市条例第６号）第１７条第２項に基づき、秦野市里山ふれあいセンター第５期指定管理者候補を選定することについて諮問いたします。

様式第５号《※Ａ４用紙・両面２枚以内にまとめてください。》

# 事業計画書（公開版）

法人等名又は共同企業体名　秦野市森林組合

**≪事業コンセプト≫**

「　秦野の森林、里山を次世代へつなぐ　」を基本コンセプトとします。
秦野市里山ふれあいセンターは地域の林業者の活動を促進するとともに森林や林業に対する市民のみなさまの理解を深める為の施設です。平成19年度から指定管理者として培った管理運営のノウハウと森林組合の強みを活かしてその目的達成に努めます。

## １　施設の設置目的の達成及び利用者がより快適に過ごせるような運営上の工夫について

(1)　サービスの維持・向上

管理運営マニュアルを作成し利用基準や手続きを明確にし、円滑なサービスを維持します。また、アンケート・聞取り調査やインターネットから利用者のニーズを把握しサービスの向上に努めます。

(2)　安全対策、危機管理

清掃・整理・整頓を徹底し危険なリスクを軽減させます。
危険が伴う木工体験や森林見学・林業体験では、指導員を配置し注意事項の掲示や呼びかけを行うとともに、安全で正しい作業手順を指導し事故防止に努めます。

(3)　施設の貸出

利用者の公平を保つため為、業務仕様書に従い正当な理由もなく、利用を拒むことや不当に差別的な取扱いがないように利用者の公平を保ちます。

(4)　指定管理業務

表丹沢の森林の中で自然と触れ合いながら、子供から大人までわかりやすい森林や林業の見学会や学習会の開催、秦野産の木材を使用した魅力ある木工体験、木材普及を目的とした依頼品の製作を積極的に努めます。ホームページや広報はだのを活用した情報発信します。

## ２　施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力について

(1)　管理・運営の理念、方針

地域林業の技術の向上や森林に関する知識の普及を図るため、森林組合の活動経験を活かした管理運営を目指します。

・　利便施設及び利用者サービスの充実に努めます。

・　県産材（秦野産材）の有効利用に努めます。

・　表丹沢の魅力を伝える林業体験など開催

(2)　施設維持管理

施設の維持管理・設備管理については業務仕様書や基準を製作し管理人及び木工指導員を配置して対応します。

また、施設・設備管理に必要な資格の保有者を配置します。なお、施設の防犯、火災警備、定期清掃・特別清掃、浄化槽や消防用設備等は専門会社に委託し対応します。

(3)　組織体制、労務管理、事務所の配置

・　運営組織

総代会－理事会－代表理事組合長－副組合長－運営管理者(代表理事専務)－担当職員－管理人－木工指導員の体制で組合の役職員が一体となって管理運営にあたります。

人員配置計画、業務分担

運営管理者　１人（組合事務兼務）

担当職員　　４人（組合事務兼務）

管理人　　１人（組合事務兼務）

木工指導員　２人

事務所の配置は、森林組合が行政財産目的外使用で使用している施設内の事務所とします。

(4)　法令遵守等

秦野市里山ふれあいセンター条例及び施行規則を守り、利用者が安全に利用出来るよう管理運営に努めます。また、申込みなどで入手した個人情報の管理についても徹底します。

電子データは、サーバーで管理しセキュリティソフトで保護します。

## ３　施設の効用を最大限発揮し、管理面での費用対効果を図るための計画について

(1)　収支計画

指定管理料を除いた収入は、利用料金収入と自主事業収入となっています。利用料金収入は、木工実習室と研修室になります。アンケートや聞き取り調査等により利用促進を図ります。自主事業収入は、木工教室、森林・林業の見学会等の参加料と依頼製作品の収入そして自動販売機の収入となります。魅力ある事業を企画し事業参加者の促進を図り、木工実習室の利用拡大につなげます。収入は令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間で 7%増収を見込みました。

支出は、森林組合が持つノウハウと所有する機械や森林整備による間伐材を利用して経費の削減を図ります。また、施設管理費についても森林組合の事務所が施設内にあることから管理面についても森林組合の管理経費と重なる部分があることから経費の削減につながっています。こうした取組により事業の効用を最大限発揮し費用対効果を図ります。

(2)　広報活動及び利用促進

パンフレットの配布、ホームページで施設情報などやイベント情報などの配信・SNS の活用を積極的に活用して市内、市外に情報発信を行い利用促進に努めます。

(3)　地域連携・地域貢献・地域満足度

各種イベントに参加するなど、行政、NPO 法人、はだの里山保全再生活動団体等連絡協議会、自治会等への連携・協力をして、市民のみなさまに森林に対する理解を深め、森林の持つ公益的機能が発揮できるよう努めます。

(4)　財務状況

秦野市森林組合の財務状況は、令和 6 年 3 月 31 日現在で資産合計が 380,539 千円、負債合計が 233,805 千円で純資産合計が 146,734 千円となっております。また、令和 5 年度の経営状況は、損益計算書のとおり売上高合計は、443,289 千円で売上原価と販売費及び一般管理費合計を減した営業利益金額は 4,011 千円となります。営業利益に営業外収益を加えた、経常利益金額に特別利益合計を加えた税引前当期純利益金額から法人税等を減じた当期純利益金額は 6,116 千円となっております。

## 4　施設の設置目的に合った自主事業の計画について（概要版）

(1)　自主事業の内容

①　PR 活動：設置目的や森林や木工の魅力を伝えます。

「施設の見学会」5 月、8 月、各 1 回

PR が目的ですので、参加料は無料とします。

②　木工教室（木工体験）：間伐材や秦野産木材等を有効に活用

「はじめて教室」「親子木工教室」「一般向け木工教室」「季節を意識した木工教室」「端材を使った工作」等を年間 23 回

③　森林・林業の見学会など：森林整備の現場などの見学会

「伐採現場の見学会」「森林散策・林業の体験会」「林業見学・バーベキュー」「資格取得のための講習会」「林業機械等の整備の仕方」「椎茸の植菌教室」「石窯を使ったピザづくり教室」等を年間 9 回

④　行政との連携：行政が主催するイベントに参加して PR 活動

「市民の日」「里山まつり」「植樹祭」等を年間、5 回

(2)　自主事業の達成指標

参加料や内容等の満足度をアンケートで数値化して参加者の 8 割以上が満足したとの回答を達成指標とします。改善点等ある場合は、修正を加え質の向上に努めます。

(3)　自主事業の実施能力

木工教室、依頼品の製作については、「木材加工用機械作業主任者」を有した木工指導員 2 名を雇用します。内、1 名は女性とし女性の視点からイベントの企画やおもてなしの心を取り入れて反映させます。

森林・林業の見学会や研修会については、森林組合の知識や技術を活かした取組を展開して森林及び林業に対する市民理解を深めます。会場となる山林（森林組合が契約している山林）や林道、作業路も森林組合で管理しており、散策や移動に活用できます。また、普段見ることのできない高性能林業機械やチェーンソーなどの林業機械なども保有しておりますので、コスト面（リース等の経費の削減）でも貢献できます。これらを有効的に活用して自主事業を実施します。